

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく かなやまサニーランド（短期入所）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人下呂福祉会（以下「事業者」という。）が設置する特別養護老人ホームかなやまサニーランド（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの短期入所（以下「指定短期入所」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、適切な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の必要な時に必要な指定短期入所の提供ができるよう努めるものとする。

3 指定短期入所の提供に当たっては、地域との結び付きを重視し、市及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成24年岐阜県条例第85号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定短期入所を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 特別養護老人ホームかなやまサニーランド

（2）所在地 岐阜県下呂市金山町金山 973 番地 7

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者（施設長） 1名（常勤、併設の老人福祉施設介護と兼務）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）医師（嘱託） 2名（内科1名、精神科1名）

医師は、利用者の健康管理、療養上の指導を行う。

（3）生活相談員 1名（常勤、併設の老人福祉施設介護と兼務）

生活相談員は、事業所に対する利用申込に係る調整、介護職員等に対する技術指導、事業計画の策定、調整及び、利用者の生活に係る管理相談等の業務を行う。

（4）看護職員 5名（常勤、非常勤、併設の老人福祉施設介護と兼務）

看護職員は、利用者の心身の状況に応じ、看護サービスを提供する。

（5）介護職員 30名（常勤、非常勤、併設の老人福祉施設介護と兼務、内  
1名介護支援専門員と兼務）

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供する。

（6）機能訓練指導員 1名（非常勤、併設の老人福祉施設介護と兼務）

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況に応じ、機能訓練サービスを提供する。

（7）管理栄養士 1名（常勤、併設の老人福祉施設介護と兼務）

栄養士は、利用者の栄養や身体の状況、嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行う。

（8）介護支援専門員 1名（常勤、併設の老人福祉施設介護と兼務、介護職員と兼務）

介護支援専門員は、利用者の課題分析を行うとともに、把握された利用者の心身の状況に基づき、適切な指定短期入所が提供されるようサービス計画を作成し、継続的な管理を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用者定員は、16名とする。

(指定短期入所を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において指定短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者(18歳未満の者を除く。)

(指定短期入所の内容)

第7条 事業所が行う指定短期入所の内容は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴または清拭

(3) 身体等の介護

(4) 機能訓練

(5) 生活相談

(6) 健康管理

(7) その他日常生活上の世話

(8) 送迎

2 通常の送迎の実施地域は、原則として下呂市内とする。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定短期入所を提供した際は、利用者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、利用者から当該指定短期入所に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定短期入所に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定短期入所に要した額)の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 事業所は、前二項の支払いを受けるほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に係る費用

(ア) 朝食 1食につき 295 円(うち食材料費 140 円)

(イ) 昼食 1食につき 625 円(うち食材料費 320 円)

(ウ) 夕食 1食につき 525 円(うち食材料費 280 円)

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(2) 日用品費の実費

(3) 電気代 1コンセント当たり 1日につき 80 円

(4) 送迎サービスの提供に係る費用 1回(片道)につき 186 円

(5) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対し当該サービスの内容及び費用について事前に説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第10条 現に指定短期入所の提供をしているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）へ連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者（施設長）に報告しなければならない。

2 指定短期入所の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者の家族及び利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害等に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての職員への周知徹底

(苦情解決)

第13条 提供した指定短期入所に関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定短期入所に關し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により岐阜県知事が、また、法第48条第1項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは指示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に關して市町村又は岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報

の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第 15 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体の保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
  - （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての職員への周知徹底
  - （2）身体的拘束等の適正化のための指針の整備
  - （3）職員に対する身体的拘束等の適正化のための研修の実施（施設の利用に当たっての留意事項等）

第 16 条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- （1）火気の取扱いに注意し、施設敷地内で喫煙しないこと
- （2）建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと
- （3）けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
- （4）政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりしないこと

（運営に関する重要事項）

第 17 条 事業所は、適切な指定短期入所が提供できるよう職員の業務体制を整備するとともに、職員の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- （1）介護福祉士取得、介護福祉士取得研修 資格取得対象者につき年 2 名
- （2）介護支援専門員、介護支援専門員取得研修 資格取得対象者

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定短期入所の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、下呂市と法人事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。